

建物を所有されているみなさまへ

# 家屋全棟調査へのご協力のお願い

みなさまにおかれましては、日頃より本市税務行政に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さてこの度、武雄市では市内の全家屋を対象に、家屋の全棟調査を開始することといたしました。この調査は、市に備え付けている固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）と現況とを、現地において比較・照合することにより、増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を調査・確認するものです。

すでに課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うためのものです。みなさまのご理解とご協力をお願いします。



## 1) 調査の時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期（予定）
山内町全域	平成30年11月中旬～平成31年3月中旬
北方町全域	平成31年2月上旬～平成31年5月中旬
朝日町全域	平成31年5月中旬～平成31年7月下旬
若木町全域	平成31年7月下旬～平成31年9月中旬
武内町全域	平成31年9月中旬～平成31年10月下旬
橘町全域	平成31年10月下旬～平成31年12月中旬
東川登町全域	平成31年12月中旬～平成32年1月下旬
西川登町全域	平成32年1月下旬～平成32年2月下旬
武雄町全域	平成32年2月下旬～平成32年8月下旬

※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。

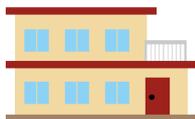
## 2) 調査の対象

市内に存在するすべての家屋が調査対象となります。

ただし、屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていない構築物は、調査対象外です。

※参考 家屋課税台帳登録数 約38,000棟（増築部分も1棟換算）

※固定資産税の課税対象となる家屋とは？…以下の条件をすべて満たしている建物をいいます。



- ①土地に定着して建造されているもの。（基礎があるもの）
- ②屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

車庫や小屋なども面積の大小にかかわらず、課税対象に該当すれば固定資産税がかかります。

### 3) 調査の方法

#### < 1次調査 >

- ① 市が委託した調査員（調査委託業者）が、2人一組で調査地区を巡回しながら調査します。
- ② 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面などの資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合もあります。
- ④ お留守（ご不在）の場合でも照合・確認させていただきます。
- ⑤ 原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。

#### < 2次調査 >

これらの調査の結果、改めて家の内部の調査が必要となることがあります。その際は、調査員があらかじめご都合などお尋ねし、日程の調整を行ってから調査を行いますので、ご協力をお願いします。

### 4) 調査員

調査員は、調査員であることがすぐわかるように、『家屋調査員』の黄色の腕章と身分証明書（名札）を着用しています。

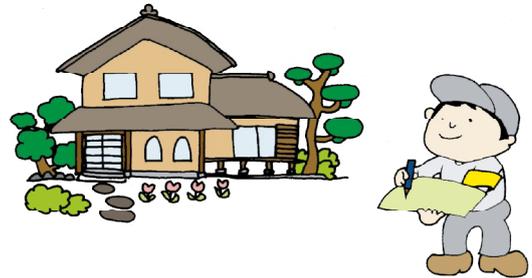
#### 調査委託業者

(株)都市総合開発研究所

■日程のお問い合わせ先  0120-25-6603

問い合わせ時間 9:00から18:00(平日のみ)

第1号	家屋調査員証
(写真)	氏名：〇〇太郎
	氏名：(株)都市総合開発研究所
	生年月日：昭和〇〇年〇月〇日生
上記の者は、武雄市の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	平成〇年〇月〇日
有効期間	自 平成〇年〇月〇日
	至 平成〇年〇月〇日
	任命権者 武雄市長 小松 政



### 5) 調査の結果

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、平成33年度の課税分から反映されます。

 調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。  
また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

#### 問い合わせ

武雄市役所 総務部 税務課

TEL 0954-23-9220 (直通)